

平成30年雇第15号、同年雇第16号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした同年○月○日から同年○月○日まで基本手当を支給しないとした処分及び○年○月○日付けで請求人に対してした同月○日以降基本手当を支給しないとした処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、会社A（以下「会社」という。）に雇用されたが、○年○月○日、会社B店の閉鎖に伴い離職した。
- 2 請求人は、○年○月○日、公共職業安定所（以下「安定所」という。）に出頭し、雇用保険の被保険者でなくなったことの確認請求及び求職の申込みを行った。安定所長は、同日、雇用保険受給資格の仮決定をした。
- 3 安定所長は、○年○月○日付けで同年○月○日から同年○月○日まで基本手当をしない旨の処分（以下「本件第1処分」という。）をした。請求人は、○年○月○日、安定所長に対して離職票に記載された離職理由につき異議がある旨の申立書を提出したが、安定所長は、同年○月○日付けで「離職理由に変更はない。」旨回答した。
- 4 安定所長は、○年○月○日、請求人に対する基本手当の支給を終了した上で、同月○日以降基本手当を支給しないとの処分（以下「本件第2処分」という。）をした。
- 5 本件は、安定所長が本件第1処分及び本件第2処分（以下「本件各処分」という。）をしたことから、請求人が本件各処分を不服とし、同処分の取消しを求める事案である。
- 6 請求人は、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し、本件各処分について審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれらを棄却する旨の

決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

安定所長が、請求人に対してした本件各処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、前記第3の1(略)記載のとおり、①会社は、家族の介護を行う請求人を不利益に取り扱い、また、請求人の職業生活の継続のために必要な配慮を怠ったこと、②請求人の離職は「倒産等の離職のうちの事業所の廃止に伴うもの」であることを主張するところ、厚生労働省が策定した「雇用保険業務に関する業務取扱要領」(平成22年12月28日付け職発1228第4号。以下「要領」という。)の定める要件に照らし、以下検討する。

(2) 上記(1)①の主張について

ア 要領50305ロ(d)によれば、「事業主が法令に違反し、妊娠中若しくは出産後の労働者又は子の養育若しくは家族の介護を行う労働者を就業させ、若しくはそれらの者の雇用の継続等を図るための制度の利用を不当に制限したこと又は妊娠したこと、出産したこと、若しくはそれらの制度の利用の申出をし、若しくは利用したこと等を理由として不利益取扱をした」等の事情が認められる場合、特定受給資格者に該当するとされている。

イ そこで検討するに、パートタイマー雇用契約書によれば、決定書理由に説示するとおり、請求人の就業場所、担当業務及び終業時間等については、業務の都合で変更することがあるとの記載が認められることに加え、これに請求人が記名・押印をしている事実も認められる。

また、一件記録を精査すると、決定書理由に説示するとおり、会社は、請求人に対してB店の閉鎖に伴い、通勤可能な範囲の他の就業先への異動を打診するなど、請求人の職業生活の継続のために必要な一定の配慮を行ったといえるし、会社が家族の介護を行う請求人を不利益に取り扱った事実を客観的かつ的確に裏付ける資料も見いだせない。

ウ よって、請求人の上記（１）①の主張は採用することができない。

(3) 上記（１）②の主張について

ア 要領50305（ロ）bによれば、「事業規模若しくは事業活動の縮小又は事業の転換等に伴い、当該事業主に雇用される被保険者の数を3で除して得た数を超える被保険者が離職したため離職した場合」に相当する事実が認められるときは、法第23条に規定する「倒産等の離職のうちの事業所の廃止に伴うもの」として、特定受給資格者に該当するとされている。

イ そこで検討するに、事業所台帳異動状況照会によれば、決定書理由に説示するとおり、B店等の閉鎖に伴い会社を離職した被保険者数は〇名であって、B店等の閉鎖時期前の会社の従業員数は〇名であるから、B等の閉鎖に伴い離職した被保険者数は、全従業員の3分の1に至っているという事実は認められない。

ウ よって、請求人の上記（１）②の主張は採用することができない。

(4) 以上によれば、請求人の主張はいずれも採用することができず、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人は特定受給資格者には該当しないので、本件各処分は妥当であると判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件各処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。